

横浜市墓地等設置財務状況審査会運営要綱

制 定 平成 23 年 8 月 30 日 健生活第 642 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき設置する横浜市墓地等設置財務状況審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例第 18 条第 2 項に定める法律又は財務に関して学識経験のある者とは、次に掲げるものとする。

- (1) 弁護士の資格を有する者
- (2) 公認会計士の資格を有する者
- (3) 不動産鑑定士の資格を有する者
- (4) 中小企業診断士の資格を有する者

(会長及び副会長の任期)

第 3 条 会長及び副会長の任期は、その委員の委嘱期間とする。

2 会長又は副会長が欠けたときは、最初に開かれる委員会において委員の互選により定める。

(委員の禁止行為)

第 4 条 委員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をすること。

(委員の解職)

第 5 条 市長は、委員が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めた場合
- (2) 刑事事件に関し処罰された場合
- (3) 前条各号の一に該当する行為を行った場合

(審査会の召集及び定足数)

第 6 条 審査会は、会長が召集し、委員の 2 分の 1 以上の出席により、成立する。

(意見等の聴取の要請等)

第 7 条 審査会は、審査を行うにあたり、必要があると認めるときは、財務状況の報告書を提出した者その他関係者に対し意見を聴くために出席を求め、及び必要な資料の提出を求めるよう市長に要請することができる。

(審査結果の報告)

第 8 条 条例第 17 条第 3 項に規定する意見は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 前項の意見は、財務状況審査結果報告書（1 号様式）により行うものとする。

(会議録の作成)

第 9 条 審査会は、会議録を作成するときは、議事内容（決定事項、審議経過等）のほかに、次

に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 資料名
- (5) 出席委員及び欠席委員
- (6) 開催形態（公開、非公開等）
- (7) その他委員会が必要と認める事項

2 前項において、会議録は、各委員の確認を受けるものとする。

（庶務）

第 10 条 審査会の庶務は、健康福祉局健康安全部生活衛生課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

財務状況審査結果報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

横浜市墓地等設置財務状況審査会



横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり報告します。

墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場	経営者	
	計画の位置	
審査の結果		